

新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言期間中の対策

1 / 8 (金) ~ 3 / 7 (日)

緊急事態宣言対象区域から 来県される方へのお願い

- ・ お住まいの地域において、地域外への移動についてどのような対応が求められているのか十分確認を
- ・ 体調が悪い方や来県前2週間以内に「5つの場面」に該当するような行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えて